北海道告示第10953号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成31年2月18日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年10月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭川ショッピングセンター パワーズ

旭川市永山11条4丁目120-36

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社富士管財 代表取締役 小川 恭平 旭川市3条通19丁目1157番地2

- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア)駐車場の収容台数

(変更前) 225台

(変更後) 50台

(イ)駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付図面2-3 変更前 施設配置図のとおり

(変更後) 届出書添付図面2-4 変更後 施設配置図のとおり

(ウ)廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 届出書添付図面 2-3 変更前 施設配置図のとおり 容量:20㎡ (変更後) 届出書添付図面 2-4 変更後 施設配置図のとおり 容量:6㎡

- イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア)駐車場出入口の数及び位置

(変更前) 数 :出入口6箇所(出入口1箇所、入口3箇所、出口2箇所)

位置:届出書添付図面2-3 変更前 施設配置図のとおり

(変更後) 数 :出入口3箇所(出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所)

位置:届出書添付図面2-4 変更後 施設配置図のとおり

(4) 変更する年月日

上記(3)ア(ア)(イ)(ウ) 平成31年6月10日

上記(3)イ(ア) 平成30年10月10日

(5) 変更する理由

上記(3)ア(ア) 実態に基づき、店舗面積に応じた必要駐車台数を届出台数とするため。

上記(3)ア(4) 実態に基づき、お客様の利便性の向上を図るため。

上記(3)ア(ウ) 実態に基づき、店舗に必要な容量の保管施設とするため。

上記(3)イ(ア) 実態に基づき、営業店舗に入りやすい出入口とするため。

2 届出年月日

平成30年10月9日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年10月18日(木)から平成31年2月18日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については旭川市へ問い合わせること。